第 3477 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2008年)平成20年 3月 18日 火曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区備後町2－4－6 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 定期同額給与の取扱い

Q：定期同額給与の取扱いは、平成19年度の税制改正において、平成18年度の税制改正を明確にしたものが含まれていますが、平成18年度ではこれを適用することはできないのですか？

A：柔軟な取扱いがされるようです。

【解説】

役員給与の取扱いは、平成18年度改正で一新され、一定の要件を満たさない役員給与は損金算入するのが難しくなりました。

そこで、平成19年度の税制改正においては、その取扱いが一部緩和されるとともに、平成18年度の税制改正の取扱いの明確化が行なわれました。

具体的には、自社都合によらない「特別の事情」がある場合には、期首から３月以内でない改定でも認められたり、役員の職制上の地位変更や職務内容の重大な変更等の「臨時改定事由」があった場合には、期中で改定してもそれが認められることとされ、そして、書きぶりは次のようになされています。

「定期同額給与について、職制上の地位の変更等により改定された定期給与についても、定期同額給与として取り扱うことを明確化する」

つまり、平成18年度改正を平成19年度税制改正で明確にしたにすぎないことから、こうした明確化が図られた取り扱いについては、国税庁では、柔軟な取扱いをする方針ということのようです。